

原 議 保 存 期 間 1 0 年
(平成35年3月31日まで)

各 管 区 警 察 局 長
各 都 道 府 県 警 察 の 長
(参考送付先)
庁 内 各 局 部 課 長
各 附 属 機 関 の 長

警察庁丙規発第27号、丙交企発第135号
丙交指発第35号、丙運発第55号
平成24年11月29日
警 察 庁 交 通 局 長

「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を踏まえた自転車通行環境の整備等の推進について（通達）

国土交通省と警察庁では、昨年11月から有識者等で構成する「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた検討委員会」を共催し、平成19年度に両省庁で指定した自転車通行環境整備モデル地区での事業の評価・検証を踏まえた検討を行い、本年4月5日、同委員会から「みんなにやさしい自転車環境 - 安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた提言 - 」を受理したところであるが、この度、国土交通省とともに別添のとおり「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を策定したので、各都道府県警察においては、本ガイドラインを踏まえ、「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進について」（平成23年10月25日付け警察庁丙交企発第85号、丙交指発第34号、丙規発第25号、丙運発第34号）に基づく自転車通行環境の整備を始めとする諸対策を一層推進されたい。

なお、本ガイドラインは国土交通省と協議済みであり、国土交通省から各道路管理者宛てに別途送付されることとなっていることを申し添える。